

徳島県教育委員会訓令第1号

庁 中 一 般  
各 教 育 機 関

徳島県教育委員会公印規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

徳島県教育委員会教育長 美 馬 持 仁

徳島県教育委員会公印規程等の一部を改正する訓令

(徳島県教育委員会公印規程の一部改正)

第一条 徳島県教育委員会公印規程(昭和三十六年徳島県教育委員会訓令第18号)の一部を次のように改正する。

第二条中「、本部長印及び本部印」を削る。

第四条第二項中「本部長印及び本部印」、「及び「本部長」を削る。

本 部 長 印

教育機関の長の印  
(1号)

教育機関の長の印  
(1号)

別表中

徳島県教育委員会  
×××××  
本部長之印

を削り、

徳島県(立)  
××××  
館(所)長印

を

徳島県(立)  
××××  
所長印

(20×20)

(20×20)

(20×20)

本 部 印

教育機関の印  
(1号)

教育機関の印  
(1号)

に改め、

徳島県教育委員会  
××××  
本部

を削り、

徳島県(立)  
××××  
館(所)

を

徳島県(立)  
××××  
センター

(30×30)

(30×30)

(30×30)

に改める。

(情報公開及び個人情報保護に関する事項の専決の特例に関する規程の一部改正)

第二条 情報公開及び個人情報保護に関する事項の専決の特例に関する規程(平成元年徳島県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

本則中「本部及び室並びに」を「室及び」に改める。

(徳島県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部改正)

第三条 徳島県教育委員会職員安全衛生管理規程(平成六年徳島県教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十八条」を「第三十条」に、「第二十九条―第三十二条」を「第三十一条―第三十四条」に改める。

第二条第五号中「、本部」を削る。

第八条第一項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第九条第四項を次のように改める。

4 県立学校に職員健康管理医（常時五十人以上の職員を有する学校にあつては、法第十三条第二項に定められた要件を備えた産業医をいい、その他の学校にあつては、産業医に準じた職務を行う医師をいう。以下同じ。）を置く。

第九条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 県立学校にあつては、県立学校嘱託医のうちから、職員健康管理医を、校長の内申に基づき総括責任者が指名する。ただし、県立学校嘱託医のうちから職員健康管理医を内申できない場合は、当該県立学校嘱託医以外で前項の要件を満たす医師を校長が内申する。

第三十二条を第三十四条とし、第二十九条から第三十一条までを二条ずつ繰り下げ、第三章中第二十八条を第三十条とし、第二十七条を第二十九条とし、第二十六条を第二十八条とする。

第二十五条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条を第二十七条とする。

第二十四条の次に次の二条を加える。

（長時間にわたる勤務に関する面接指導等）

第二十五条 総括責任者は、職員の健康を保持するため、別に定めるところにより、医師による面接指導（法第六十六条の八第一項に規定する面接指導をいう。以下同じ。）を行わなければならない。

2 面接指導（前項の規定によるものに限る。以下この項において同じ。）の実施方法、面接指導の結果に基づき職員の健康を保持するために講ずべき措置その他面接指導等の実施に関し必要な事項は、総括責任者が総括委員会に諮って別に定める。

（心理的な負担の程度を把握するための検査等）

第二十六条 総括責任者は、職員に対し、医師等による心理的な負担の程度を把握するための検査を行わなければならない。

2 総括責任者は、法第六十六条の十第二項の規定による通知を受けた職員であつて、心理的な負担の程度が同条第三項の厚生労働省令で定める要件に該当するものが面接指導を受けることを希望する旨を申し出たときは、当該申出をした職員に対し、面接指導を行わなければならない。

3 心理的な負担の程度を把握するための検査の実施方法、面接指導（前項の規定によるものに限る。以下この項において同じ。）の実施方法、面接指導の結果に基づき職員の健康を保持するために講ずべき措置その他心理的な負担の程度を把握するための検査等の実施に関し必要な事項は、総括責任者が総括委員会に諮って別に定める。

（徳島県教育委員会法令審査会規程の一部改正）

第四条 徳島県教育委員会法令審査会規程（平成六年徳島県教育委員会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「本部及び」を削る。

(徳島県教育委員会文書規程の一部改正)

第五条 徳島県教育委員会文書規程(平成十三年徳島県教育委員会訓令第三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「、本部」を削り、同条第二項中「、本部長の指定する部長」を削り、「室長補佐」を「者」に改め、同条第三項中「及び副館長」を削る。

第四条第二項第三号中「、本部」を削る。

別表徳島県立図書館の項、徳島県立博物館の項、徳島県立近代美術館の項、徳島県立文書館の項、徳島県立二十一世紀館の項及び徳島県立鳥居龍蔵記念博物館の項を削る。

(徳島県教育情報ネットワーク運営規程の一部改正)

第六条 徳島県教育情報ネットワーク運営規程(平成十八年徳島県教育委員会訓令第八号)の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「本部、」を削る。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。